

保高発第1203002号
平成20年12月3日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）長 殿
指定都市後期高齢者医療主管部（局）長 殿
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長

後期高齢者医療に係る一部負担金の割合の判定等の取扱いについて

標記については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第357号）により高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）の改正が行われたところであるが、その取扱いについては、平成20年11月21日老発第1121001号・保発第1121001号「高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行について」によるほか、下記の事項に留意するよう貴都道府県内市町村（特別区を含む。以下同じ。）等に周知徹底を図り、その適正な取扱いを期されたい。

なお、本通知は平成21年1月1日から施行することとし、本通知の施行に伴い、平成20年3月24日保総発第0324004号「後期高齢者医療に係る一部負担金の割合の判定等の取扱いについて」は廃止する。

また、この通知においては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）を「法」と、高齢者の医療の確保に関する法律施行令を「令」と、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）を「規則」とそれぞれ略称する。

記

I 3割負担となる現役並み所得者の基準及び適用

第1 3割負担となる現役並み所得者の概要

後期高齢者医療の一部負担金については、世代を通じた負担の公平を図る観点から、70歳未満の者の平均的な負担能力と同程度以上の負担能力

のある被保険者（法第67条第1項第2号の規定が適用される者をいう。以下「現役並み所得者」という。）については、療養の給付に要する費用の額の3割に相当する額を負担することとされたが、具体的には被保険者の所得の額（第3の2により算定される所得の額をいう。以下同じ。）が令第7条第2項に規定する額（以下「基準課税所得額」という。）以上である者とされたこと。

なお、市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）に係る各種所得控除の関係から実際には収入の額が少ないにもかかわらず、所得の額が基準課税所得額以上となる場合があることから、所得の額が基準課税所得額以上であっても被保険者の収入の額（第4の2により算定される収入の額をいう。以下同じ。）が同条第3項各号に規定する額（以下「基準収入額」という。）に満たない旨について被保険者から申請があった場合には一部負担金は1割に相当する額とされたこと。

第2 現役並み所得者の範囲

- 1 現役並み所得者は、当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者の所得の額が基準課税所得額（145万円）以上である被保険者とされたこと。
- 2 ただし、1に該当する場合であっても当該被保険者から規則第32条に規定する申請書（以下「基準収入額適用申請書」という。）の提出があり、次のいずれかに該当する場合については、現役並み所得者とはならないこと。
 - （1）当該療養の給付を受ける者及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の収入の額が520万円（当該世帯に他の被保険者がいない者は383万円）未満の場合
 - （2）当該療養の給付を受ける者（その属する世帯に他の被保険者がいない者であって70歳以上75歳未満の法第7条第3項に規定する加入者（以下「70歳以上75歳未満の加入者」という。）がいるものに限る。）及びその属する世帯の70歳以上75歳未満の加入者の収入の額が520万円未満の場合

第3 所得の額の算定方法

1 所得の範囲

所得の範囲は、高齢者の多様な稼得形態を踏まえ、負担能力に応じた応分の負担を求めるため、療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年）の所得であって、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市

町村民税に係る所得の金額によるものとされたこと。

2 所得の額の算定方法

所得の額は地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに次に掲げる他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第2項の規定による控除をした後の金額とされたこと。なお、各所得金額の算定にあたっては同法の定めるところに従い所得税法（昭和40年法律第33号）における計算の例により、損益通算、純損失・雑損失の繰越控除適用後の所得金額を用いること。

- (1) 地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額
- (2) 地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額から租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額
- (3) 地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額から租税特別措置法の規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額
- (4) 地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第7項又は同法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）
- (5) 地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）
- (6) 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額

第4 収入の額の算定方法

1 収入の範囲

収入の範囲は、療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年）における所得税法第36条第1項に規定する各種所得の金額（退職所得の金額を除く。）の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額によるものとされたこと。

2 収入の額の算定方法

収入の額は、次の（1）及び（2）に掲げる金額の計算上用いられる

所得税法第2編第2章第2節第1款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得（公的年金等に係るものに限る。）に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額の合計額とすること。

（1）地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額

（2）第3の2の（1）から（6）に掲げる所得の金額

第5 世帯の範囲

この通知にいう世帯は、住民基本台帳上の世帯を基本とすること。

II 事務処理の方法

広域連合は、被保険者の負担区分（法第67条第1項各号に定める一部負担金の割合及びそれに対応した高額療養費算定基準額に係る区分をいう。以下同じ。）を判定する際には、その属する世帯の状況並びに被保険者の所得（Iの第2の2の申請があった者については所得及び収入（Iの第2の2の（2）に該当する場合には、70歳以上75歳未満の加入者の収入を含む。以下同じ。）の状況に応じて次により行うものであること。

第1 定期的な判定

市町村民税に係る所得の金額については、毎年度、前年中の所得に基づき算定されることから、これを踏まえ、広域連合において、8月1日現在における後期高齢者医療の被保険者（翌年の7月31日までに新たに被保険者となることが見込まれる者を含む。）について、毎年、定期的に負担区分の判定を行うものであること。なお、その際の事務手順並びに負担区分が変更となる場合の負担区分の適用及び被保険者証の取扱いについては、以下のとおりであること。

1 事務手順

（1）世帯・所得状況の把握

毎年8月1日現在の次の事項を確認すること。

① 被保険者の属する世帯の状況

② 被保険者の所得の状況

（2）被保険者の負担区分の判定

被保険者について、Iの第3の1及び2により所得の額を算定し、基準課税所得額に照らして負担区分を判定すること。

（3）基準収入額の適用申請の勧奨

① （2）によりIの第2の1に該当すると判定された被保険者

に対し、負担区分の判定結果、申請の趣旨、申請方法及び申請期限、その他必要事項を記載したお知らせ並びに基準収入額適用申請書を送付することにより基準収入額の適用申請の勧奨を行うこと。

ただし、公簿等により、収入の額が基準収入額を超えることを確認することができる者については、広域連合の判断により申請勧奨の非対象者として差し支えないこと。

- ② 申請は、収入の額を証明できる書類を添付して行わなければならないこと。

ただし、収入の額を証明できる書類が存在せず、かつ、収入の額を証明する書類の発行を受けることができない収入については、この限りでないこと。この場合、この扱いについては被保険者の事務負担をできる限り軽減し、迅速な処理を図るためのものである点を十分考慮して事務に当たられたいこと。

- ③ なお、収入の額を公簿等により確認できる場合は当該書類を省略させることができること。

- ④ 申請期限は、7月末までに（4）から（6）の被保険者証交付に要する事務処理期間を勘案しながら、申請勧奨を行う日から14日以上で設定すること。

（4）基準収入額の適用申請を踏まえた負担区分の再判定

（3）により基準収入額適用申請書が提出された場合には、申請者の提出する（3）の②の書類又は公簿等により、申請者が令第7条第3項各号の規定に該当することを確認の上、負担区分を再判定すること。

（5）被保険者証の作成

（2）による判定又は（4）による再判定の結果、一部負担金の割合が変更となる被保険者について、新たな一部負担金の割合を表記した被保険者証を作成すること。

（6）被保険者証の交付

（5）により作成した被保険者証を被保険者に速やかに交付すること。なお、交付に際しては、被保険者に対し変更内容の十分な説明に努めること。

2 負担区分の適用

当該世帯の負担区分に変更が生じる場合には、8月1日から新たな負担区分を適用すること。

なお、申請期限後に提出された基準収入額適用申請書に基づき当該世帯の負担区分に変更が生じる場合には、収入の額を証明する書類の入手に時間を要する、心身の状況により申請期限内の申請が困難であるなど

やむを得ない理由があると広域連合が認める場合を除き、申請があった月の翌月初日から新たな負担区分を適用すること。

3 被保険者証の取扱い

8月1日から新たな負担区分を適用する場合には、8月1日の一部負担金の割合と7月現在の一部負担金の割合を表記すること。

なお、申請があった月の翌月初日から新たな負担区分を適用する場合には、申請があった月の翌月初日の一部負担金の割合と申請月の一部負担金の割合を表記すること。

第2 世帯構成の変更がある場合の判定

世帯内の被保険者（Iの第2の2の（2）に該当する場合には、70歳以上75歳未満の加入者を含む。以下同じ。）の構成に変更があった場合は、変更後の世帯の状況を踏まえ、異動のあった被保険者、異動のあった被保険者が異動前に属していた世帯に属する被保険者及び異動のあった被保険者が異動後に属する世帯に属する被保険者について、速やかに負担区分の判定を行うものであること。なお、その際の事務手順並びに負担区分が変更となる場合の負担区分の適用及び被保険者証の取扱いについては、以下のとおりであること。

1 事務手順

（1）世帯構成の変更の事実の把握

被保険者に係る転入・転出・住所地変更・死亡等の届出又は住民基本台帳情報による異動状況の確認など広域連合の実情に応じた仕組みにより、随時被保険者に係る世帯構成の変更の事実の把握に努めること。

（2）変更後の世帯・所得状況の把握

世帯構成の変更の事実を把握した場合には、次の事項を確認すること。

- ① 変更後の被保険者の属する世帯の状況
- ② 被保険者の所得の状況

（3）被保険者の負担区分の判定

世帯構成の変更のあった世帯に属する被保険者についてIの第3の1及び2により所得の額を算定し、基準課税所得額と照らして負担区分を判定すること。

（4）基準収入額の適用申請の勧奨

- ① （3）によりIの第2の1に該当すると判定された被保険者に対し、以下のア又はイの状況に応じて基準収入額の適用申請の勧奨を行うこと。

ア 世帯構成の変更により新たな負担区分が翌月1日から適用

される者のうち、基準収入額の適用申請・再判定を行っても、当月中に新たな被保険者証の交付が可能であると見込まれる者

被保険者証を交付する前に負担区分の判定結果、申請の趣旨、申請方法及び申請期限、その他必要事項を記載したお知らせ及び基準収入額適用申請書を送付することにより基準収入額の適用申請の勧奨を行うこと。

イ 世帯構成の変更により新たな負担区分が当該変更の事実のあった日から適用される者又は翌月1日から適用される者のうち、基準収入額の適用申請・再判定を行うと、当月中に新たな被保険者証の交付が困難であると見込まれる者

(3)の判定に基づき被保険者証を交付することとし、併せて申請の趣旨、申請方法及び申請期限、その他必要事項を記載したお知らせ並びに基準収入額適用申請書を送付することにより基準収入額適用申請の勧奨を行うこと。

② 申請は、収入の額を証明できる書類を添付して行わなければならないこと。

ただし、収入の額を証明できる書類が存在せず、かつ、収入の額を証明する書類の発行を受けることができない収入については、この限りでないこと。この場合、この扱いについては被保険者の事務負担をできる限り軽減し、迅速な処理を図るためのものである点を十分考慮して事務に当たられたいこと。

③ なお、収入の額を公簿等により確認できる場合は当該書類を省略させることができること。

④ 申請期限は、申請勧奨を行う日から14日以上で設定すること。

(5) 基準収入額の適用申請を踏まえた負担区分の再判定

(4)により基準収入額適用申請書が提出された場合には、申請者の提出する(4)の②の書類又は公簿等により、申請者が令第7条第3項各号の規定に該当することを確認の上、負担区分を再判定すること。

(6) 被保険者証の作成

(3)による判定又は(5)による再判定の結果、一部負担金の割合が変更となる被保険者について、新たな一部負担金の割合を表記した被保険者証を作成すること。

(7) 被保険者証の交付

(6)により作成した被保険者証を被保険者に速やかに交付すること。なお、交付に際しては、被保険者に対し変更内容の十分な説明に努めること。

2 負担区分の適用及び被保険者証の取扱い

(1) 他広域連合への転出又は他広域連合からの転入があった場合

① 被保険者がいる既存の世帯に転入した被保険者本人について

ア 負担区分の適用

転入した月は、当該被保険者が新たに属する世帯の月初日の負担区分を適用することとし、転入に伴い当該世帯の負担区分に変更が生じる場合には、新たな負担区分を翌月初日から適用すること。

イ 被保険者証の取扱い

当該世帯の負担区分に変更が生じる場合には、翌月初日の一部負担金の割合と当月現在の一部負担金の割合を、変更がない場合には当該世帯の当月現在の一部負担金の割合を表記すること。

② 被保険者がいない世帯に転入した（新しく世帯を形成した場合を含む。（2）の②において同じ。）被保険者本人について

ア 負担区分の適用

転入日から新たな負担区分を適用すること。

イ 被保険者証の取扱い

新たな一部負担金の割合を表記すること。

③ 被保険者の転入を受け入れた世帯に属する被保険者について

ア 負担区分の適用

転入者を受け入れた月は、当該月初日の負担区分を適用することとし、当該世帯の負担区分に変更が生じる場合には、新たな負担区分を翌月初日から適用すること。

イ 被保険者証の取扱い

当該世帯の負担区分に変更が生じる場合には、翌月初日の一部負担金の割合と当月現在の一部負担金の割合を表記すること。

④ 被保険者が転出した世帯に属する被保険者について

③と同様に取扱うこと。

(2) 同一広域連合内で他世帯への転居又は他世帯からの転居があった場合

① 被保険者がいる既存の世帯に転居した被保険者本人について

ア 負担区分の適用

転居した月は、当該月初日において当該被保険者が属していた世帯の負担区分を適用することとし、転居に伴い当該被保険者が新たに属する世帯の負担区分に変更が生じる場合には、新たな負担区分を翌月初日から適用すること。

なお、転居した月における高額療養費算定基準額の適用にあたっては、世帯の変更前後の自己負担額を通算し、当該被保険者が月の初日に属していた世帯において算定すること。

イ 被保険者証の取扱い

(1) の③のイと同様に取扱うこと。

② 被保険者がいない世帯に転居した被保険者本人について
①と同様に取扱うこと。

③ 被保険者の転居を受け入れた世帯に属する被保険者について
(1) の③と同様に取扱うこと。

④ 被保険者が転居した世帯に属する被保険者について
(1) の③と同様に取扱うこと。

(3) 同一世帯において新たに被保険者となる者があった場合又は被保険者の死亡等があった場合

① 第1による判定の後に新たに被保険者となる次の(ア)から(ウ)の者について

(ア) 75歳に到達した者

(イ) 法第50条第2号の規定による障害認定を受けた者

(ウ) (ア) 又は (イ) に該当する者であって、法第51条各号のいずれにも該当しなくなった者

ア その属する世帯に被保険者がいる場合

(1) の①と同様に取扱うこと。

イ その属する世帯に被保険者がいない場合

(1) の②と同様に取扱うこと。

② 次の(ア) 又は (イ) の世帯に属する被保険者について

(ア) ①に該当する者がいる世帯

(イ) 他の被保険者が死亡した世帯

(1) の③と同様に取扱うこと。

(4) 基準収入額適用申請書に基づき負担区分の変更が生じる場合の取扱い

① 負担区分の適用

申請期限内に提出された基準収入額適用申請書に基づき当該世帯の負担区分に変更が生じる場合には、(1) から (3) による新たな負担区分が適用される日から適用すること。

なお、申請期限後に提出された基準収入額適用申請書に基づき当該世帯の負担区分に変更が生じる場合には、収入の額を証明する書類の入手に時間を要する、心身の状況により申請期限内の申請が困難であるなどやむを得ない理由があると広域連合が認める場合を除き、申請があった月の翌月初日から新たな負担区分を適用すること。

② 被保険者証の取扱い

(1) から (3) による新たな負担区分が適用される日から適用する場合には、(1) から (3) による一部負担金の割合を表記すること。

なお、申請があった月の翌月初日から新たな負担区分を適用する場合には、申請月の一部負担金の割合と申請があった月の翌月初日の一部負担金の割合を表記すること。

第3 所得の額の把握

被保険者の所得の状況については、広域連合は市町村の税務主管課に所得情報の提供を求め、把握に努めること。

なお、法第138第1項に後期高齢者医療給付等に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産、収入の状況等につき、市町村その他の官公署等に対し必要な資料の提供等を求めることができる旨の規定が整備されたこと。

また、1月2日以降の転入者及び住所地特例適用者に係る所得情報を広域連合で把握できない場合には、次の方法により把握されたいこと。

1 IIの第1の場合

転出地の市町村に所得情報の提供を求めること。

2 IIの第2の場合

転入地の広域連合における転入した被保険者への速やかな被保険者証の交付に資するため、転出地の広域連合は、被保険者の転出の際、その必要性を十分説明の上、当該広域連合の判定内容を記載した負担区分等証明書を被保険者に交付するものとし、転入地の広域連合は当該証明書を活用し、負担区分の判定を行うものであること。また、これによる確認ができない場合においては、転入地の広域連合は転出地の広域連合に対し、当該被保険者に係る所得情報を照会することとし、回答に当たっては負担区分等証明書を活用されたいこと。

第4 被保険者証の記載方法

被保険者証の一部負担金の割合欄には、法第67条第1項第1号に該当する場合は1割を記載し、同項第2号に該当する場合は3割と記載すること。

また、当月と翌月以降の負担割合が異なる場合には、翌月以降の負担割合を記載し、続けて括弧書きにより当月の負担割合を○年○月○日までは○割と記載すること。

第5 従前の被保険者証の回収等

第1又は第2による判定の結果、負担区分に変更が生じた場合には、既に交付されている被保険者証は速やかに回収されたいこと。

なお、既に交付している被保険者証を回収する前に被保険者が従前の被保険者証により医療機関で受診した場合には、広域連合と当該被保険者との間で一部負担金の調整を行う必要があること。

Ⅲ その他

第1 被保険者等に対する周知

後期高齢者医療に係る一部負担金の割合の判定等にあたっては、その趣旨、市町村民税に係る所得の金額等により一部負担金の割合を判定すること等の具体的内容等について、被保険者、関係団体等に対して周知徹底を図られたいこと。

第2 事務体制の整備

広域連合においては、一部負担金の割合の判定事務にかかる事務体制を速やかに整備するよう特段の配慮をされたいこと。